

## 「麻績村PRキャラクター『おみぼん』」のデザイン使用に関する規則

令和2年11月6日

規則 第 16 号

(趣旨)

第1条 この規則は、麻績村（以下「村」という。）をアピールし、地域振興を図るために作成した「麻績村PRキャラクター『おみぼん』」のデザイン（以下「おみぼん」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(「おみぼん」の仕様)

第2条 「おみぼん」のデザイン仕様は別に定める。

(「おみぼん」に関する権限)

第3条 「おみぼん」に関する著作権、その他の一切の権限は、麻績村（以下「村」という。）に属する。

(使用の申込み)

第4条 「おみぼん」を使用しようとする者は、10日前までに「麻績村PRキャラクター『おみぼん』」使用承認申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）を麻績村長（以下「村長」という。）に提出し、村長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、学校及びその関係者等が業務上使用する場合
- (2) 報道機関が行政に係る報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、使用の申込みにあたって申請の手続を要しないと村長が認める場合

(使用の承認)

第5条 村長は、申請内容が地域振興に寄与すると認めた場合は、「麻績村PRキャラクター『おみぼん』」使用承認書（様式第2号）（以下、「承認書」という。）を交付するものとする。

(使用承認の制限)

第6条 「おみぼん」の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として村長はこれを承認しない。

- (1) 営利団体等が利益を主たる目的として使用すると認められる場合

- (2) デザインを変形して使用し、信用・品位を害するものと認められる場合
- (3) 消費者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 公序良俗に反する使用を行うと認められる場合
- (5) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用すると認められる場合
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものが使用すると認められる場合
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するものが営業又はその広告等に使用すると認められる場合及びこれらのもので販売する商品などに使用すると認められる場合
- (8) 政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合
- (9) その他、村長が「おみぼん」の使用について不相当と認める場合

（使用承認の特例）

第7条 村長は、前条第1項第1号に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定に関わらず、「おみぼん」の使用を承認することができる。

- (1) 営利団体等が、商品、商品等のパッケージ、景品、チラシ、サービス等利益を目的として制作又は提供される物品等に「おみぼん」のイラストを掲載することにより、村の地域振興に寄与すると認められる場合
- (2) 営利団体等が、「おみぼん」の立体物等を商品化することにより、村の地域振興に寄与すると認められる場合

（使用上の遵守事項）

第8条 「おみぼん」を使用するにあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認書に記載した目的、方法のみで使用すること
- (2) 「おみぼん」を使用する際は、定められた色、形式等を正しく使用すること
- (3) 「おみぼん」の使用にあたっては、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに村長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等、仕様の内容が確認できるものをもって代えることができる

- (4) 商標登録等の出願を行うことは認めない
- (5) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと

(使用期間)

第9条 「おみぼん」の使用期間は、2年以内とする。

- 2 前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、改めて申請書を村長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、使用者は、当該使用承認を受けた事項を変更しない限り、使用承認期間満了後においても、在庫整理の期間として、引き続き「おみぼん」を使用することができるものとする。
- 3 前項の申請があった場合の扱いは、第5条によるものとする。

(使用料)

第10条 「おみぼん」の使用料は無料とする。

(承認内容の変更)

- 第11条 「おみぼん」を使用する者が、承認書の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「麻績村PRキャラクター『おみぼん』」使用変更申請書(様式第3号)(以下「変更申請書」という。)を村長に提出しなければならない。
- 2 村長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めるときには、「麻績村PRキャラクター『おみぼん』」使用変更承認書(様式第4号)(以下「変更承認書」という。)を交付するものとする。

(承認の取消し等)

第12条 村長は、「おみぼん」を使用する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を中止させ、若しくは使用承認を取り消し、その者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- (1) 「おみぼん」を使用する者が、この規則に違反した場合
- (2) 「おみぼん」を使用する者が、使用承認に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他「おみぼん」の使用継続が不相当であると認められた場合

- 2 村長は、「おみぼん」を使用する者に、「おみぼん」の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第13条 この規則による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「おみぼん」を使用する権利を付与し、又は、商品、使用者等について村の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第14条 村は、使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第15条 村は、「おみぼん」の使用に係る損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、「おみぼん」を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し、全責任を負うものとする。

3 使用者は、「おみぼん」の使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第16条 村長は、「おみぼん」の使用促進を図る観点から、使用承認の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第17条 この規則に関する事務は、観光課で行う。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、「おみぼん」の使用について必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規則は公布の日から施行する。